

第 6 4 号議案

積立金等返還請求に関する和解内容の変更について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

積立金等返還請求に関する和解内容の変更について
積立金等返還請求の和解内容について、下記により変更する。

記

1 相手方

足立区鹿浜五丁目 2 8 番 1 8 号

社会福祉法人太陽会

理事長 北守 正子

2 和解の要旨

- (1) 令和元年 1 1 月 2 5 日付「足立区立新田おひさま保育園の積立金等の返還に関する合意書」に基づき、相手方が区に対して返還義務を負う積立金等が次の金額であることを確認する。

金 5 0 , 8 7 4 , 0 9 5 円

- (2) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について、すでに区に返還されたことを確認する。

金 2 5 , 4 5 4 , 0 9 5 円

- (3) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について足立区立新田おひさま保育園の施設・設備の緊急修繕工事の費用として支出するものとする。

金 6 6 7 , 0 0 0 円

- (4) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について足立区立新田おひさま保育園の保育士の処遇改善のための費用として、指定管理期間中に支出するよう努力する。なお、指定期間満了時または指定期間

の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額があるときは、区へ支払うものとする。

金 5, 3 4 0, 0 0 0 円

- (5) 上記(1)の積立金のうち、次の金額について相手方が足立区立新田おひさま保育園の管理運営業務に係る運転資金(施設・設備の緊急修繕工事や什器・備品等の移転作業、人件費等を含む園の管理運営業務に必要な費用)として保有することを認め、指定期間満了時または指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額がある場合は区へ支払うものとする。なお、相手方が運転資金を使用するにあたっては、区の承認を得るものとする。

金 1 9, 4 1 3, 0 0 0 円

(提案理由)

積立金等返還請求に関する和解内容の変更について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。